

各所属所長 様

公立学校共済組合静岡支部長

「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者
認定の円滑化の取扱いについて（通知）

令和 5 年 9 月 27 日付けで「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されたことに
伴い、令和 5 年 10 月 20 日から、被扶養者認定の取扱いが、下記のとおり一部変更
となりましたので、貴所属所組合員に周知願います。

記

1 変更の概要

被扶養者の収入実績が 130 万円（60 歳以上又は障害を事由とする公的年金の受
給要件に該当する障害を有する者は 180 万円。以下同様。）未満であることが要件
となっておりますが、年額 130 万円以上となることが見込まれる場合であっても、
事業主の証明がある場合は、「一時的な収入変動」※とし継続して認定することが
可能となりました。

※一時的な収入変動とは、当該事業所の他の従業員が退職や休職をした場合や繁忙
期により当該労働者の業務量が一時的に増加し、時間外勤務手当等が増加した場
合等をいいます。

2 適用開始時期

当該取扱いについては令和 5 年 10 月 20 日に遡り適用し、以後の被扶養者の収入
確認時において適用します。

従って、令和 5 年 10 月 19 日以前の被扶養者の収入確認時については適用しませ
ん。

3 回数の上限

当該取扱いについては、あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、
原則、一人につき連続 2 回までが上限となります。

被扶養者の認定区分を普通認定から特別認定に変更する際や資格確認（検認）の
際（以下、「被扶養者の収入確認の際」という。）、事業主の証明書を用いて一時的
な収入変動である旨を保険者が確認した場合に、1 回とカウントします。連続 2 回
とは、連続する 2 年間の各年における収入確認時において事業主の証明書を用いる

ことをいいます。

4 提出書類

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書(組合員・被扶養者関係様式第23号)

様式は当支部ホームページに掲載してあります。

当支部ホームページ→組合員専用ページ又は事務担当者専用ページ→様式ダウンロード(令和5年以後用)→組合員・被扶養者関係

被扶養者の収入確認の際に、該当者についてはその他の添付書類と併せて御提出ください。

5 その他

不明点がありましたら担当までお問合せください。

担 当 共済業務班給付担当
電話番号 054-221-3135